

指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修

		認知症対応型 共同生活介護	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能 型居宅介護	認知症対応型 通所介護
代表者	→	認知症対応型サービス事業開設者研修			
		基準第92条	基準第65条	基準第173条	
管理者	→	認知症介護実践研修「実践者研修」又は「旧基礎課程」			
		+			
		認知症対応型サービス事業管理者研修			
		基準第91条	基準第64条	基準第172条	基準第43条
計画作成 担当者	→	認知症介護実践研修「実践者研修」又は「旧基礎課程」			
		基準第90条	+		
			小規模多機能型サービス等計画作成担当者 研修		
		基準第63条	基準第171条		
介護 従事者	→	(短期利用共同生活介護のみ)			
		認知症介護実践研修「実践者研修」			
		+			
		認知症介護実践研修「実践リーダー研修」			
		厚生労働大臣が定める施設基準（厚生省告示第26号19ロ（5））			
		*「実践者研修」は身体介護に関する基本的知識・技術を有し2年以上の経験者が対象			
		*「実践リーダー研修」は介護保険サービス事業所等において5年以上介護業務経験を有し、かつ、「実践者研修」修了後、1年以上経過している者が対象			
		*小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者（予定者）は「計画作成担当者研修」の修了と介護支援専門員の資格が必要（サテライト型は介護支援専門員以外の者も可）			

各研修と推薦理由項目の組み合わせ

<input type="checkbox"/> 認知症介護実践研修「実践者研修」	* 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護の管理者要件
	* 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者要件
	* 短期利用共同生活介護の介護従事者要件
<input type="checkbox"/> 認知症介護実践研修「実践リーダー研修」	* 短期利用共同生活介護の介護従事者要件
<input type="checkbox"/> 認知症対応型サービス事業開設者研修	* 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の代表者要件
<input type="checkbox"/> 認知症対応型サービス事業管理者研修	* 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護の管理者要件
<input type="checkbox"/> 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	* 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者要件